

○特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会設置要綱

平成27年6月1日  
教育委員会告示第13号

(目的)

第1条 この要綱は、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石を、将来にわたって適切に保存活用し、後世に継承していくための計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、噴湯丘、球状石灰石その他文化財に関し、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画が策定される日までの間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

- 2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導及び助言を行う。
- 3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。